

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき英語で記載あり。

2. 手続開始要件

(イ) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。

(ロ) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、JICAの協力事業であることが確認されている。

(ハ) 期間

有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでの期間に異議申立がなされている。

(ニ) 申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害

申立人に対して生じた現実の被害について具体的な記載をしている。ただしさらに調査が必要である。

(ホ) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。ただしさらに調査が必要である。

(ヘ) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。ただしさらに調査が必要である。

(ト) 相手国等との協議の事実

申立人は相手国等に対話に向けた努力を行っている。

(チ) JICAとの協議の事実

申立人は事業担当部署と協議を行っている。

(リ) 濫用の防止

濫用の懸念はないように見受けられる。

以上